

「改正民法が建築士に与える影響等に関する説明会」のご案内

拝啓 時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会運営に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月に 121 年ぶりと言われる大改正となった改正民法が公布され、すでに 2020 年 4 月 1 日より運用開始されております。本会では、国民生活に直接大きな影響力を持つ法律の改正ですので、建築士会としても改正民法が建築士業務に与える影響等について改正された内容と想定される問題点及びそれらへの対応、今後の見通し等についての解説説明会として「改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会」を企画し 2020 年 3 月に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。現時点においても開催を希望とすご要望もあり、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら日時を変更し、下記のとおり実施致します。

つきましては、この機会に多くの方々に受講頂きますよう、ご案内申し上げます。

敬具

記

1, 実施機関

公益社団法人 日本建築士会連合会

公益社団法人 滋賀県建築士会

2, 知事指定 滋賀県知事指定 (令和 2 年 11 月予定)

3, 受講対象者

設計・施工・設備・構造等の建築士および建築技術者(施工系・設備系)

4, 建築 CPD 情報提供制度 認定講習とします。(2 単位)

5, 開催日時及び開催場所

開催日時: 令和 2 年 11 月 27 日(金) 受付 14:00~

開催場所: 建設会館 4F 大会議室 14:25 ~ 16:45 (大津市におの浜)

6, 受講料

建築士会会員 1,500 円 (テキスト代、消費税含む)

一般 (非会員) 2,500 円 (テキスト代、消費税含む)

7, 申込受付期間

令和 2 年 9 月 1 日 (火) ~ 令和 2 年 11 月 19 日(木) 定員 40 名 (先着順)

8, お申込み

令和 2 年 11 月 19 日(木) (必着) までに裏面の申込書に必要事項を記入し、FAX・メールで、又はホームページよりお申込み下さい。

受講料については、当日会場で徴収させていただきます。

〒520-0801 大津市におの浜一丁目 1-18 建設会館 3 階

公益社団法人 滋賀県建築士会 TEL: 077-522-1615 FAX: 077-523-1602

E-mail: shiga-sa@mx.bw.dream.jp <http://www.kentikushikai.jp/>

※ 講義はDVDにより行います。内容については 2019 年に収録されており 2020 年 4 月以降を予定とする等の内容が含まれております。

「改正民法が建築士に与える影響等に関する説明会」 時間割

DVD による講習 2 時間 15 分

14 : 00 ~ 14 : 25	受 付	25 分
14 : 25 ~ 14 : 30	受講説明 (注意事項説明)	5 分
14 : 30 ~	講義 1 改正民法について	50 分
	講義 2 改正民法が工事請負契約に与える影響	60 分
	講義 3 改正民法が設計監理契約に与える影響	25 分
16 : 45	閉 会	

「改正民法が建築士に与える影響等に関する説明会」 申込書

申込は下記まで FAX かメール にて申込下さい

(公社) 滋賀県建築士会 FAX : 077-523-1602

E-mail : shiga-sa@mx.bw.dream.jp

<http://www.kentikushikai.jp/>

お 名 前 _____

ご 住 所 _____

連絡先 T E L _____

種 別 ・ 会 員 ・ 非会員 (どちらかに○をお願いします。)

CPD 登録番号 _____

(※ご記入頂きました個人情報に付きましては、当講習以外には使用致しません。)